

## 特記事項

- ※1 希望工種の履行に際して、許可・免許が必要な工種は、それらを受けている場合のみ申請できますので、名称を記入し、それを証明する書類の写しを添付してください。
- ※2 許可・免許を必要としない業種でも、持っている資格等を証明する書類の写しを添付してください。
- ※3 小規模修繕工事等工種分類表の中から、5工種以内を選択してください。
- ※4 申請書及び添付書類の記載事項に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、登録を取り消すことがあります。